

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和5年7月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)、児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)等に基づく児童手当・特例給付に関する事務を行う。</p> <p><概要> 認定支給者(受給者)から提出される認定請求書、額改定請求書、現況届等各種届及び住民異動等に基づく認定、受給事由消滅及び支給等の管理業務。</p> <p>申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。</p> <p>①児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)若しくは第2項の児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。次号及び第3号において同じ。)の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童手当法第28条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥児童手当法施行規則第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番56の規定により、以下のために個人番号を利用する。</p> <p>①受給資格及び手当額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②手当額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童手当法第26条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童手当法第28条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件)
③システムの名称	福祉保健総合システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の81の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」等が含まれる項(26、30、87、106の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局子育て支援課
②所属長の役職名	こども未来局子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来局子育て支援課 電話 076-220-2285

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 岡 健一	福祉局福祉総務課長 高柳 晃一	事後	重要な変更項目でないため
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	金沢市市長公室広報公聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 高柳 晃一	福祉局福祉総務課長 多田 正人	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。」を追記	事前	
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「、サービス検索・電子申請機能」を追記	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局福祉総務課長 多田 正人	福祉局福祉総務課長 細井 一夫	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局福祉総務課長 細井 一夫	福祉局福祉総務課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局福祉総務課	福祉局こども未来部子育て支援課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局福祉総務課長	福祉局こども未来部子育て支援課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	福祉局福祉総務課 電話 076-220-2285	福祉局こども未来部子育て支援課 電話 076-220-2285	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	新設	事前	
令和3年6月28日	表紙 公表日	令和2年6月29日	令和3年6月28日	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉局こども未来部子育て支援課	こども未来局子育て支援課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局こども未来部子育て支援課長	こども未来局子育て支援課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	福祉局こども未来部子育て支援課 電話 076-220-2285	こども未来局子育て支援課 電話 076-220-2285	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更項目でないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	別表第1の項番56の規定により	別表第1の項番80の規定により	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「3. 個人番号の利用」-「法令上の根拠」	番号法第9条第1項 別表第1の56の項	番号法第9条第1項 別表第1の80の項	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」等が含まれる項(26、30、87の項)	第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」等が含まれる項(37、41、116の項)	事前	
令和3年6月28日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)	「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(97、98の項)	事前	
令和4年6月27日	表紙 公表日	令和3年6月28日	令和4年6月27日	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉保健総合システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能	福祉保健総合システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	「I 関連情報」-「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の概要」	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番80の規定により、	また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の別表第1の項番81の規定により、	事前	
令和4年6月27日	「I 関連情報」-「3. 個人番号の利用」	番号法第9条第1項 別表第1の80の項	番号法第9条第1項 別表第1の81の項	事前	
令和5年7月7日	表紙 公表日	令和4年6月27日	令和5年7月7日	事後	
令和5年7月7日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」等が含まれる項(37、41、116の項)	第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」等が含まれる項(26、30、87、106の項)	事後	
令和5年7月7日	「I 関連情報」-「4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(97、98の項)	第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項)	事後	